

令和5年度第6回福岡地方最低賃金審議会

資料目次

資料	1-1	令和5年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書 （エフコープ生協労働組合）	1
資料	1-2	令和5年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書 （福岡県労働組合総連合）	3
資料	1-3	異議申出書 （平和・労働・人権 北九州共闘センター）	5
資料	1-4	2023年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出 （福岡県医療労働組合連合会）	7

2023年8月19日

福岡地方最低賃金審議会
会長 丸谷 浩介 殿
福岡労働局長
小野寺 徳子 殿

エフコープ生協労働組合
中央執行委員長 若林 竜 殿

令和5年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書

日頃より労働者の生活と労働条件の向上のためにご尽力いただき、また、今回の最低賃金改定にあたり、関係者各位のご努力に敬意を表します。

福岡地方最低賃金審議会は、最低賃金改定について、地域別最低賃金改定額の目安940円に対して、1円プラスして941円にする答申を行いました。しかし、今回の改定でも健康で文化的な生活が営めるような最低賃金とはなっていません。福岡県最低賃金時間額941円の改定決定に対して以下のように異議を申し出ます。

記

1. 本年の福岡県の最低賃金額を、時間額941円とすることに不服である。
2. 本年の福岡県の最低賃金額を、時間額1,000円以上とすることを求める。
3. 全国一律最低賃金制度の法制化と時間額1,500円の実現のための審議を求める。



[異議申出の主旨]

弊組合が加盟する福岡県労連、その上部団体である全労連のおこなった最低生計費調査では、1人暮らしの若者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためには、いずれの都道府県でも時給1,500円、月額24万円が必要というデータが出ています。これらの調査結果をもとに当組合も「全国一律最低賃金制度」を求めています。しかしこれらのデータは昨今の物価急騰以前のデータも多く、その実態は数値以上に県民の生活を苦しめています。

中央最低賃金審議会は7月28日、2023年度の最低賃金について、加重平均で1002円、41円(4.3%)の引き上げとなり、ランク別にA「41円」、B「40円」、C「39円」の目安額を答申しました。今年度よりランク数が4から3へ変更され、地域間格差の是正につながる目安が期待されましたが、これでは従来の引き上げ幅にとどまり、さらに地域間格差を広げる目安となります。

公益委員見解では、「最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっている」としながら、「地域別最低賃金が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とする」妥当であるとしており、「事業の支払い能力」に対する付度が大きいのではないかと考えます。実際、各都道府県から続々と答申がなされていますが、Bランク、Cランクあたる地域でも目安額から数円上回る答申がなされています。地域間格差が広がっている地方の実態は都市圏への労働人口の流失など非常に深刻で、改善要望は切実であり、今回の各地域の答申はその表れだと考えられます。それに対して福岡最低賃金審議会の41円の引上げ額という答申は、最も高い東京都の41円と同額となり、格差是正もされていません。

生活保護水準と最低賃金との比較も最低賃金が下回らないと答申されていますが、医療、教育、勤労控除などが比較計算されておらず、実態との乖離があると思われます。

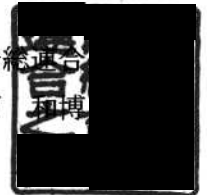
以上の述べてきたように、エフコープ生協労働組合は、福岡県の最低賃金時間額 1,000 円以上への引き上げを求めつつも、今年度の改定については、福岡地方最低賃金審議会が改めて地域の経済、雇用の実態を見極め、自主性を発揮して目安額に縛られることなく、東京都との金額格差是正を進めるためにも 41 円を大きく上回る改定とすることを強く求めるものです。

以 上

2023年8月23日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様
福岡労働局長
小野寺徳子 様
福岡労働局福岡地方最低賃金審議会
会長 丸谷浩介 様

福岡県労働組合総連合
議長 山下 和博



令和5年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書

日頃より働く者の労働条件の改善・くらしの向上、また新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご尽力に敬意を表します。

8月10日、福岡地方最低賃金審議会は最低賃金改定について、地域別最低賃金改定額の目安額40円に対して41円引き上げて941円とする答申をおこないました。この改定額では、福岡県内で働く労働者が、健康で文化的な生活が営めるとは言えず、残念です。

下記の通り、「福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し異議を申し出ます。

記

1. 令和5年度の福岡県の最低賃金を1時間941円とすることに不服である。
2. 本年の福岡県の最低賃金を、最低でも全国最低賃金の過重平均である1004円以上となる改定額に改定するよう求める。
3. 全国一律最低賃金制度の法制化と時間額1,500円の実現のための審議を求める。

【異議申出の主旨】

福岡県労連や全労連の地方組織で最低生計費調査をおこなった結果、一人暮らしの若者が憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためには、いずれの都道府県でも時間給1,500円・月額23万円・年収280万円程度が必要という調査結果が出ている。私たちはこうした調査結果を根拠として「全国一律最低賃金制度」を求めている。

いくつかの都道府県では、子育て世代の試算調査もおこなっており、30代夫婦と小学生・幼児の4人世帯の必要生計費試算結果は年間500万円後半になった。

私たちの求めている最低賃金1,500円はフルタイム勤務の場合で年額270～300万円になり、夫婦2人で働けば、義務教育世帯4人家族の生計費に近似する。最低賃金1500円は単身世帯だけではなく結婚し子どもを生み育てることがかろうじて可能となる最低限の水



準ということである。

親の貧困は家庭環境や教育環境に影響を与え子どもへの貧困の連鎖にもつながっており現時点で親の世代となる労働者にとって、最低賃金 1,500 円はこれからの社会を担う子どもたちの将来にも影響を与える大きな課題である。

また福岡県の最低賃金を 1500 円に改定する意見は労働者だけでなく、2023 年 7 月現在で県内の 13 自治体で「最賃 1500 円を目指す」意見書が採択されていることから、県内の世論となっている。

最低賃金法の目的は「労働条件の改善・生活の安定・・・国民経済の発展・・・」であるが今日まで目的に沿うことがなく、使用者側の意向により「支払い能力」に沿った最低賃金改定によって労働者の生活の安定や日本経済の発展にはつながっていない。

「福岡県最低賃金は生活保護基準を下回らない」と答申されているが、居住地・勤労控除・月の労働時間・可処分所得割合などの比較計算方法には、最低賃金を高くそして生活保護基準を低く見せるようになっている。そもそも、世界有数の経済大国でフルタイム勤務すれば、経済希望に見合う「普通の暮らし」ができる賃金でなければならない。さらに最低賃金の生活水準は健康で文化的な最低限度の水準で、フルタイム勤務した場合の生活水準は生活保護水準を大きく超えるものでなければ勤労に対するインセンティブが生まれにくい。

以上の主旨から、福岡県労働組合総連合は、改めて公示額 941 円以上の改定となるように審議をして、少なくとも最低賃金全国単純平均時間給 1,004 円以上の引き上げを求めるとともに「全国一律最低賃金制度」の法制化と時給 1,500 円の早期実現にむけた審議を求める。

以上

2023年 8月 21日

福岡労働局
局長 小野寺 徳子 殿



平和・労働・人権
北九州共闘セ
議長 竹内 俊

異議申出書

さる8月10日、福岡地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会の目安より1円プラスして「41円」引き上げて時間額941円とする答申を行いました。しかし、以下に挙げる理由で、今回の答申は著しく不相当であり、あらためて審議のやり直しによる改定額の変更を求めます。

まず、時間額941円という額は、最低生計費調査から算出された1500円をはるかに下回るものであり、8月18日に出揃った各都道府県の答申の加重平均1004円からも大きく下回るものです。これでは今日の物価上昇に対応できるものではなく、さらに労働者を生活苦に追い込むものといわざるを得ません。

そもそも、福岡県含めた九州全体の最低賃金が低く抑えられているなかで、物価上昇は23カ月連続上昇（消費者物価指数7月分公表時点）し、実質賃金も14カ月連続して前年同月を下回っています。さらに、帝国データバンクが食品主要195社を対象におこなった調査では、年内の値上げは予定を含め35000品目近くになるとしており、さっそく10月では4262品目が値上げ予定となっています。物価上昇が収まる心配がないなかで、今回答申の時間額がはたして憲法のいう「健康で文化的な最低限度の生活」をもたらすことになるのでしょうか。甚だ疑問といわざるを得ません。

今回の目安額が提示される前に、いわゆる4つのランク区分が3つに見直されました。このランク区分見直しは、最低賃金におけるいわゆる「地域間格差の解消」の一環であったことは岸田首相や加藤厚労大臣の発言を見ても明らかです。マスコミもそのように報じていました。しかし、今回の地域最賃の答申を受けて、地域間格差は1円拡大して220円となりました。

最低賃金改定時における期待の一つは、労働力の確保・流出防止のために、地域間格差がどの程度縮小するかということでした。一挙に、とまではいかなくても、最低賃金全国一律への視点を持ち、一定の期間において段階的に実現するプランを持つべきと私たちは考えています。今回の答申は基本的に地域間格差を解消するものではなく、格差解消の道筋も見えず、どう受け入れることはできません。

地方最低賃金審議会においては、全国40カ所で専門部会が公開されており、意見陳述についても例えば隣県の山口県では全労連系、全労協系にも、それぞれ1名ずつの意見陳述が行われています。

しかし、福岡県においては、意見書提出は公示されるものの意見陳述の機会はなく、いつもあらかじめ決められた団体の代表、あるいは階層の代表者のみの意見聴取です。さらに専門部会については、公開はおろか、8月17日（あるいは18日かもしれないが）まで開催日時や議題すらホームページ上で公表されず、18日現在でも議事要旨もなく非常に簡潔な議題のみです。一体、いつ、どこで、何が、

どんなふうに議論されてきたかも、まったくわかりません。これでは、ブラックボックス化していると言われても仕方がない状況です。

本来、諮問を受けた審議会は、多様な意見を受けて議論を深めるべきで、その意見聴取の機会も公平であるべきです。また、専門部会も含めてすべての審議会は公開にして検証されるべきです。しかし福岡の現状は専門部会がほとんど閉ざされたままで、得るべき情報も得られません。この異議申出書の作成にあたっては、出された答申などしか判断材料はなく、十分な情報がありません。

最近の新聞報道などでは、専門部会の公開の程度が部分的ではあるけれども、公開したところが昨年比で倍増し 40 道県にのぼったとのこと。このように公開が趨勢となっているも、福岡をはじめ 7 都府県が依然として非公開に固執しているのは異常という他はありません。

専門部会の公開や、多様な意見を聴取することによる「懸念」はあるかもしれませんが、それはほとんど取り越し苦労に終わることを 15 年前に公開に踏み切った鳥取県が実証済みです。

福岡地方最低賃金審議会の公正、公平、そしてより民主的な運営を心より願います。

最後に、最低賃金の再改定についてです。物価上昇の幅が幾分低くなりつつありますが、収まる気配はありません。8 月に入っても庶民の生活は依然として厳しく、中小企業の物価高倒産も増加しているようです。今日の物価高の基本的な原因は、金融の異次元緩和による円安、ウクライナ戦争による資源高によるものですが、大幅な政策の変更がない限り、あるいは国際情勢の大きな変化がない限り、今後の物価高は避けられないのではないのでしょうか。その場合、セーフティーネットの重要な一つである最低賃金は、物価上昇や労働者の生活実態に応じて対処すべきで、必要があれば、年度内における再改定は行われるものとして、明確に位置付けていただきたいと願います。

以上を要約して、下記の通り異議を申し出いたします。

記

- 1、本年の福岡県最低賃金を時間額 941 円とすることについて不服であることを表明し、少なくとも時間額 1000 円以上とすることを求めます。
- 2、地域間格差をなくすため、全国一律 1500 円の実現を求めます。中央最低賃金審議会に対して「全国一律最低賃金」の本格的検討を付帯決議に追加することを求めます。
- 3、専門部会の非公開をただちにやめて、公開とすること。また、意見聴取はあらかじめ決められたところだけにするのではなく、意見書を提出しているところからも意見陳述をさせ、幅広く意見聴取をすることを求めます。
- 4、物価上昇などに応じた最低賃金にするために、必要に応じて年度内における最低賃金再改定を行うことを求めます。

以上

2023年8月25日

福岡労働局長 小野寺徳子 様



福岡県医療労働組合連合会

委員長 原

住所 福岡市博多区博多駅南1-

BOIS 博多ビル 405

電話番号 092-401-2020

2023年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月10日、福岡地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を41円引き上げ、941円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

コロナ禍が3年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の福岡県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は172円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上